

文化芸術への助成に係る新たな仕組みの試行的導入について

1. 経 緯

平成 22 年 6 月 7 日	文化審議会・文化政策部会において「審議経過報告」を取りまとめ
平成 22 年 12 月 24 日	独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）に「文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会」（以下「調査研究会」という。）を設置
平成 23 年 2 月 8 日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」を閣議決定
平成 23 年 1 月 12 日～ 平成 23 年 6 月 10 日	調査研究会において、9 回にわたり、文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について審議を実施
平成 23 年 6 月 10 日	調査研究会において、「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について」（報告書）を取りまとめ
平成 23 年 8 月 1 日	振興会において、プログラムディレクター（PD）2 名を発令（音楽 1 名、舞踊 1 名）
平成 23 年 9 月 1 日	振興会において、プログラムオフィサー（PO）5 名を発令（音楽 3 名、舞踊 2 名）

2. 趣 旨

- 文化芸術に対する助成事業をより有効に機能させるため、振興会に専門家（PD 及び PO）を配置し、事後評価や調査研究等の機能を大幅に強化するとともに、助成事業の成果や課題を調査分析し、助成事業の改善につなげる仕組みを実践することとしている。
- 平成 23 年度の試行^{*1}を踏まえ、本格的導入に向けた仕組みの在り方を引き続き検討することとしている。

3. 試行における主な取組事項

- ① PD 及び PO を中心として助成事業の成果や課題を調査分析するとともに、これを基に事業に係る基本的な方向性を作成することで、音楽及び舞踊の分野において戦略的な助成ができるようにする。
- ② PD 及び PO からの専門的な情報提供や助言を生かした審査を実施する。
- ③ 審査結果（採択理由、期待される効果）を公表する方策並びに不採択理由を伝える方策を検討する。
- ④ 助成対象活動に係る事後評価を実施するとともに、事後評価結果を活用する。
- ⑤ PD は、事業の検証や調査研究を基にして、必要に応じ、事業の改善についての提言を行う。

*1 平成 23 年度においては、文化庁から交付される補助金により振興会が実施する「トップレベルの舞台芸術創造事業」の中の音楽と舞踊の 2 分野において、PD 及び PO を配置して新たな審査・評価等の仕組みを試行することとなっている。